（給与の内払）

第四条　第一条改正後給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律又は第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条改正後給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（転居手当に関する経過措置）

第五条　第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（第一号において「第二条改正後給与法」という。）第十二条の三の規定は、次に掲げる職員にも適用する。この場合において、同条第一項中「より、」とあるのは「より、令和九年四月以降、」と、「三年間」とあるのは「通算して三年を経過する月までの間」とする。

一　令和六年四月二日から第二条の規定の施行の日の前日までの間に異動等（第二条改正後給与法第十二条の三第七項第一号に規定する異動等をいう。次号において同じ。）に伴って特定転居元（同項第二号に規定する特定転居元をいう。次号において同じ。）から住居を移転した職員（同号に掲げる職員を除く。）

二　第二条の規定の施行の日前に異動等に伴って特定転居元から住居を移転し、一般職の職員の給与に関する法律第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給されることとなった職員

三　その他前二号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員

（代休日の廃止に伴う経過措置）

第六条　第三条の規定による改正前の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十五条第一項の規定により指定された同項に規定する代休日のうち第三条の規定の施行の日以後の日であるものについては、職員が勤務を命ぜられた同項に規定する休日の全勤務時間を勤務している場合に限り、同条の規定の施行の日において、当該代休日に割り振られた勤務時間の全部について同条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十五条第一項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなす。この場合において、当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第六条第二項若しくは第三項又は第七条の規定による勤務時間の割振りを変更することができない。

（その他の経過措置の人事院規則への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

（地方自治法等の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「地域手当」の下に「、広域異動手当」を、「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

一　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項

二　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条

三　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第五項

（港湾法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「及び第十一条の八第三項」を「、第十一条の八第三項及び第十二条の三第五項」に改める。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第三項

二　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七十八条第三項

三　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第十条第二項（国家公務員災害補償法の一部改正）

第十条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第十一条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「地域手当」の下に「、広域異動手当」を加える。

第六条第三項中「日において」を「時間において」に改め、「正規の勤務時間中に」を削り、同項第一号中「相当する日」の下に「の正規の勤務時間」を加え、同項第二号中「日（前号に掲げる日」を「時間（前号に掲げる時間」に改める。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項第二号中「日（」を「時間（」に、「代休日」を「同条第一項に規定する休日勤務代休時間に相当する時間」に、「同項各号に掲げる日」を「当該休日勤務代休時間に相当する時間に代えられた給特法第六条第三項各号に掲げる時間」に改め、「日における」を削り、「給特法第六条第一項」を「同条第一項」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
総務大臣　藤井比早之
法務大臣　山下　貴司
文部科学大臣　関　芳弘
国土交通大臣　井林　辰憲

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十号

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百二十五万円」を「百二十八万八千円」に改め、同項第二号中「百二十二万四千円」を「百二十六万千円」に改め、同項第三号中「百二十二万四千円又は百七万八千円」を「百二十六万千円又は百十一万円」に改め、同条第三項中「百五十二万八千円、百四十六万六千円」を「百五十七万四千円、百五十一万円」に、「七十九万四千円」を「八十一万九千円」に改める。

第四条第二項中「三万五千七百円」を「三万六千八百円」に、「七万二千四百円」を「七万四千五百円」に改める。